

不適正な取引行為を行う事業者に対する指導，勧告及び公表に関する実施要領

（趣旨）

第 1 条 この要領は，京都市消費生活条例（以下「条例」という。）第 20 条各号に掲げる不適正な取引行為（以下「不適正取引」という。）を行う事業者（以下「事業者」という。）に対し，市長が条例第 34 条第 1 号の「第 20 条の規定に違反していると認めるとき」の規定に基づく指導（以下「指導」という。）並びに条例第 35 条第 1 項の規定に基づく勧告（以下「勧告」という。）及び同条第 2 項の規定に基づく公表（以下「公表」という。）を行う場合の必要な事項を定めるものとする。

（指導）

第 2 条 市長は，事業者が行った不適正取引が次の各号の一に該当すると認めるときは，当該事業者に対し，必要な措置を講じるよう指導するものとする。

- (1) 当該不適正取引の内容が悪質であること。
- (2) 当該不適正取引に係る苦情が多数寄せられていること。
- (3) 当該不適正取引に係る消費者被害が拡大するおそれがあること。

2 市長は，前項の規定による指導をするときは，不適正な取引行為是正指導書（第 1 号様式）を用いて行うとともに，不適正な取引行為是正回答書（第 2 号様式）の提出を当該事業者に求めるものとする。

3 市長は，指導の対象とした不適正取引の内容を調査票（第 3 号様式）に記録し，当該事業者又はその代理人の請求があるときは，これを閲覧させることができる。

4 市長は，指導の対象とした不適正取引に関して行われた契約に割賦購入あっせん業者が関わっているときは，当該割賦購入あっせん業者に第 2 項の指導内容を通知することができる。

（勧告）

第 3 条 市長は，前条の指導後も事業者に必要な是正が見られず，第 2 条第 1 項各号の一に該当する状態が続いていると認めるときは，当該事業者に対し，不適正な取引行為是正勧告書（第 4 号様式）を用いて勧告するとともに，不適正な取引行為是正回答書（第 5 号様式）の提出を当該事業者に求めるものとする。

2 市長は，前項の規定により勧告をするときは，当該事業者に対し，事情聴取を行うものとする。ただし，当該事業者が正当な理由なく事情聴取に応じないときは，この限りでない。

3 市長は，第 1 項の規定による勧告をしたときは，その旨及びその勧告の内容を，条例第 35 条第 3 項に規定する当該事業者の関係者等へ，不適正な取引行為により

勧告を受けた事業者の関係者等への通知書（第 6 号様式）により通知しなければならない。

4 前条第 3 項の規定は、本条において準用する。

（公表）

第 4 条 市長は、前条の勧告後も事業者には是正が見られないときは、その旨及び勧告の内容を公表するものとする。

2 市長は、前項の規定による公表をするときは、当該事業者に対し、意見聴取を行うものとする。ただし、当該事業者が正当な理由なく意見聴取に応じないときは、この限りでない。

3 市長は、前項の意見聴取の結果、必要があると認めるときは、京都市消費生活審議会の意見を聴くものとする。

4 市長は、本条第 2 項及び第 3 項の規定により、当該事業者が勧告に従わないことにつき、正当な理由がないと判断したときは、京都市文化市民局市民生活部市民総合相談課ホームページに登載するほか、広く市民に周知できる方法により公表するものとする。

附 則

この要領は、平成 4 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 19 年 5 月 7 日から施行する。